

高齢社会の金融サービスを考える

特 集

1

超高齢社会における金融サービスの課題と金融老年学からの提言



永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko **フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人**
 金融審議会委員や国民生活センター ADR 特別委員を務めた後、消費者庁消費者教育推進会議委員、金融審議会市場 WG 委員、金融広報中央委員会・金融経済教育推進会議委員などを務める。(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長。

高齢化の現状と浮上する新たな課題

人生 100 年時代という言葉が盛んに言われるようになってきました。わが国の高齢化率は世界の中で最も高い水準となっており、退職世代等の資産運用・管理や金融取引について新たな対応が必要との認識が広がっています。こうしたなか、金融庁は 2018 年 7 月に、外部のさまざまな分野の有識者や業界関係者等にヒアリングを行い「高齢社会における金融サービスのあり方 (中間的な取りまとめ)」^{*1}を公表しました。

将来人口推計によれば、60 歳の人 が 95 歳まで生存する割合は、1995 年時点では 14% でしたが、2015 年時点では 25% を超えており、4 人に 1 人が 95 歳まで生きる時代を迎えています。長寿はめでたいことではありますが、問題は、老後の生活のための貯蓄が底をついてしまう資産寿命が生命寿命に届かないリスクが増大することです。

加えて、わが国の退職世代は、保有する金融資産の過半を預貯金にしてきたこともあって、過去 20 年間、資産をほとんどふやせていないのが実情です。低金利が続くなか、預貯金だけ

では資産寿命を延ばすことはできません。その一方で、退職金で高リスクの商品を購入し、想定外の損失を被ってしまったという報告も絶えません。加齢とともにリスク許容度が低下する退職世代に適した資産運用商品・サービスの開発は金融業界の喫緊の課題と言えます。

金融資産の高齢世帯への偏在は、今以上に進むことが予想されています。60 歳以上の世帯の資産保有比率は 1999 年時点では 47% でしたが、2014 年には 66% にまで上昇、2035 年には 70% を超えると推計されており、お金が経済全体に回らなくなる「金融資産の硬直化」が懸念されています。問題は、加齢とともに認知能力や判断能力の低下が避けられないことです。家計は時間の経過とともに変化する状況に応じて資産構成 (ポートフォリオ) を効果的に変更していく必要がありますが、加齢とともにそうした判断や行動を適切に行うことが難しくなります。金融機関にとって、顧客の高齢化への対応とともに顧客の認知症発症への備えや対応も重要な課題となってきます。

長寿化とともに、退職後の資産・所得、就労、健康、世帯構成等、退職世帯の状況の多様化が進んでいることも指摘されています。金融機関

*1 https://www.fsa.go.jp/policy/koureisyakai/chuukan_torimatome/chuukan_torimatome.pdf

特集 1 超高齢社会における金融サービスの課題と金融老年学からの提言

はこれまで、商品ありきの画一的な販売を行う傾向がありましたが、多様化する顧客の状況・ニーズに合わせた商品・サービスの提供が求められます。

中間的な取りまとめでは、現状と課題を前述のように整理したうえで、より良い資産運用・活用に必要なこれからの金融サービスのあり方を検討するための視点と具体的課題を図1のように示しています。

金融老年学からの提言

中間的取りまとめを受けて2018年10月より始まった金融審議会・市場ワーキンググループでは、「資産寿命を延伸するための方法」と「高齢者が安心して資産管理・運用や金融取引を行える環境整備」を中心に審議が行われており、特に金融^{ジェロントロジー}老年学と呼ばれるアメリカ発の新しい学問分野からの提言が注目を集めています。

金融老年学は、行動経済学を基礎としつつ医

学や心理学などとも連携して、加齢に伴う心身の変化が社会経済に与える影響を分析する学問です。伝統的な経済学は「人間は常に自分の利益を最大化するよう合理的な意思決定をする」という前提で考えますが、行動経済学では、「実際の人間は必ずしも合理的とは言えない行動をとる」ことに着目し、なぜそのような逸脱行動をとるのかを心理や感情に着目して分析します。人間は加齢とともに逸脱行動をとる傾向が高まることが確認されていますが、金融老年学はこうした行動経済学の知見に基づき、加齢に伴う認知能力・心理的变化が金融行動（貯蓄、資産選択・運用等）に与える影響を研究しています。ここでは、金融老年学の第一人者である駒村康平教授らの研究報告*2の一部を紹介します。

(1)加齢とともに強まる行動バイアス

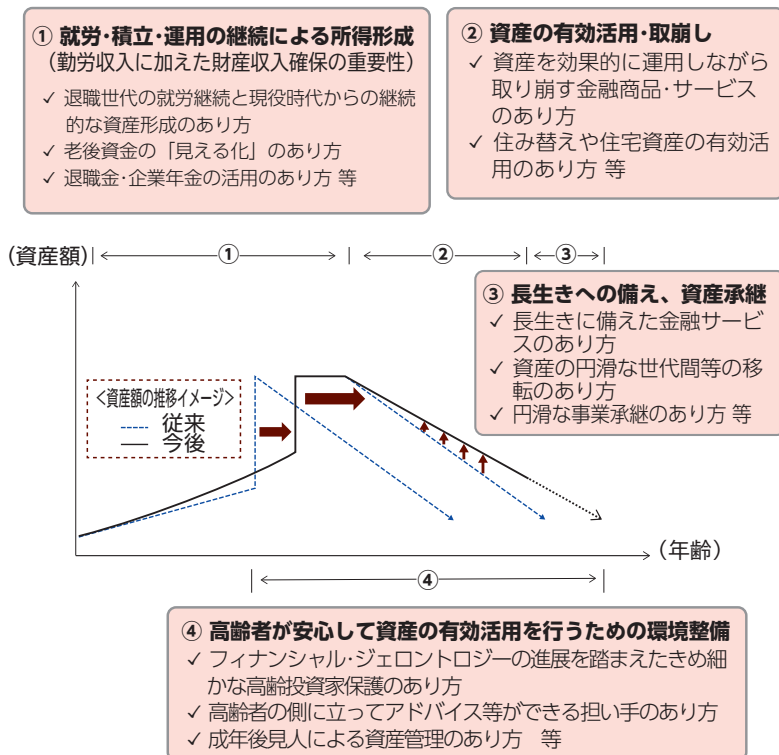
まず、金融に関する問題の正答率（金融リテラシー）の加齢による変化を示したのが図2

の左グラフです。金融リテラシーのピークは男性60歳代後半、女性50歳代後半となっており、その後は加齢とともに低下しています。

行動経済学は人間の合理的な行動を妨げるバイアス（歪み）という概念を用いて逸脱行動の説明を行います。その1つに、自らの知識や能力を過大に評価する自信過剰バイアスがあります。この自信過剰バイアスと年齢の関係を見たのが図2の右グラフです。若い時に高く、50歳代後半で最も低くなり、60歳以降は再び上昇することが確認されています。

加齢による認知機能の低下により、上述の自信過剰傾向のほかにも、

図1 これからの金融サービスのあり方を検討するための視点と具体的な課題

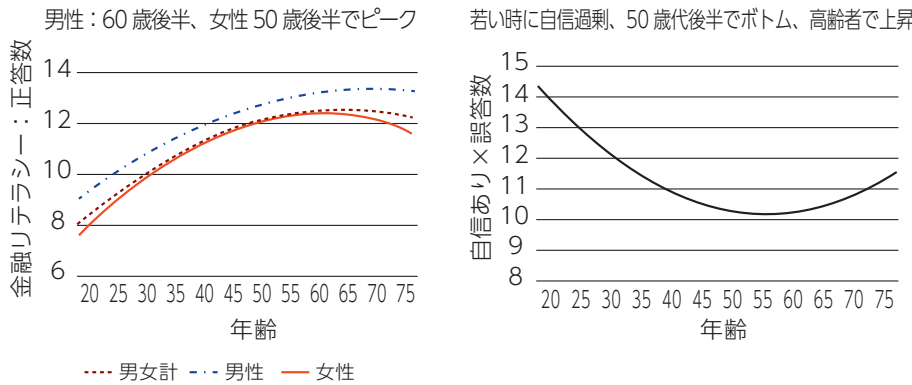


出所：「高齢社会における金融サービスのあり方（中間的な取りまとめ）」
(2018年7月3日)

*2 岡村翔平・駒村康平「金融リテラシーはどのように形成されるのか：金融リテラシー調査を用いた分析」『生活経済学会関東部会報告』（金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2016年調査」（インターネットモニター調査）を使った分析、2018年）

特集 1 超高齢社会における金融サービスの課題と金融老年学からの提言

図2 加齢と金融リテラシー（左）、自信過剰バイアス（右）



出所：駒村康平「金融老年学の現在と今後期待される役割—Cognitive Agingの時代と金融ジェロントロジーの可能性—」『信託』277号（2019年2月）50ページ

高齢者には次のような傾向が強まると考えられています。

- 表現方法が違うだけで真逆の選択をしてしまう傾向（フレーミング効果）が強まり、経験や直感に依存した判断をしやすくなる。
- 情報処理能力が低下するため、若年者より選択肢が少ない方（半分程度）を好む。
- 保有効果（いったん保有したものを手放したくない）が強くなる。
- 例えば金融商品の説明において、リターンのような肯定的な情報を記憶し、リスクのようなネガティブな情報を忘れるあるいは注目しない傾向が強まる。
- 将来を展望するという視点よりも過去を振り返るといった視点に立ちやすく、意思決定のタイミングが遅れやすい。

(2) 超高齢社会における高齢者保護のための新たな視点

近年、金融サービスでは高齢者向けの対応として「分かりやすい説明、大きな文字、親切、丁寧」が実践されていますが、

駒村教授ら金融老年学の研究者は、認知機能が低下してしまった人や「こうであろう」と思い込んでしまう人には、必ずしも効果的とは言えないと指摘しています。心身機能が低下した高齢者が増えることを想定し、前述のような高齢者の行動特性や心理特性に着目し、

どのようなサポート・どのような商品が必要かを考え、高齢者保護のしくみを見直すことが必要な時代を迎えていると言えるでしょう。

最後に、駒村教授ら*3が心身機能の低下が気になり始めた高齢者（65歳から75歳ぐらいを想定）や周囲の家族・親族、任意後見人等を対象に「高齢期において金融面で気をつけたい事項（整理表）」（表）を作成していますので、紹介しておきます。相談や高齢者を対象とした啓発の現場等でご活用ください。

表 高齢期において金融面で気をつけたい事項（整理表）

	「自ら行動できるが困難が伴う時期」への備え	「自ら行動できなくなり、他者に委ねざるを得ない時期」への備え
日常の金融サービス（支払いやお金の出し入れ・送金など）の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・取引金融機関・口座を整理・簡約化する ・使い過ぎを防止するため、引き出し上限金額の設定やキャッシュレスのしくみを活用 ・重要な契約・取引は周囲に頼る（相談・同席等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の使用目的を決めておく ・自分の保有資産等を家族等周囲の人が分かるように「見える化」（財産目録の作成、印鑑等の重要物の所在整理、祭祀関連の整理、かかりつけ医、服薬状況、リビングウィルの作成など） ・能力喪失後に金融サポートを頼める人を決めておく
資産の延命化（高度な資産運用）	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の長寿化の必要性を認識する ・現状の資産寿命を確認 ・分散投資を検討 ・必要に応じて、専門家に相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の資産運用方針を、能力喪失後も継続するか変更するかを決めて「見える化」任意後見契約などの利用を検討し準備 ・信託（あらかじめ財産の使用目的を決めておく）や生命保険（あらかじめ誰にいくら遺すか決めておく）の利用の検討

出所：2019年3月26日金融審議会市場ワーキング・グループ提出資料（駒村、成本、野村）を筆者編集

*3 駒村康平（慶應義塾大学経済学部教授）、成本迅（京都府立医科大学大学院医学研究科教授）、野村亜紀子（野村資本市場研究所研究員）
（参考文献）清家篤編著『金融ジェロントロジー』（東洋経済新報社、2017年）『信託』通巻277号（2019年季刊第1号（一般社団法人信託協会）